

八王子市中学生租税教育研究委員会設置要綱

平成15年6月1日
施行

改正	平成15年8月18日	平成17年6月21日	令和3年4月1日
	平成18年5月1日	平成23年6月1日	令和4年4月1日
	平成27年6月1日	令和元年6月14日	

(設置)

第1条 教育関係者、税務関係者等の協力を得て、実効ある中学生の租税教育を研究し、推進することにより、中学生の税に関する正しい知識と理解を深めるため、八王子市中学生租税教育研究委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事務を行う。

- (1) 中学生の租税教育のあり方の研究及び調査
- (2) 八王子市中学校社会科学習資料「わたしたちの生活と税金」（以下「学習資料」という。）の作成
- (3) 学習資料を活用した研究授業の実施
- (4) 八王子市租税教育推進協議会への協力
- (5) その他中学生の租税教育に必要と認められること。

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 市立中学校及び義務教育学校の教員（校長及び副校長を含む。） 10名以下
 - (2) 税理士 若干名
 - (3) 八王子納税貯蓄組合連合会役員 1名
 - (4) 税務署職員 若干名
 - (5) 都税事務所職員 若干名
 - (6) 八王子市教育委員会指導主事 1名
- 2 前項各号に掲げる者については、八王子市中学校長会長、東京税理士会八王子支部長、八王子納税貯蓄組合連合会会長、八王子税務署長、八王子都税事務所長及び八王子市教育委員会から推薦のあったもののうちから市長が依頼する。
- 3 委員の任期は、市長が定めた日から当該定めた日が属する年度の末日までとする。ただし、第1項第1号に定める教員のうち校長及び副校長については、市長が定めた日から当該定めた日が属する翌年度の末日までとする。
- 4 任期中に委員が欠けた場合における後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

- 第4条 委員会には、会長及び副会長を置き、会長は互選により選出し、副会長は会長が指名する。
- 2 会長は会務を総括し、委員会を代表する。
 - 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

(庶務)

第6条 委員会の事務局は、財政部税制課に置く。

附 則

この要綱は、平成15年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年8月18日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年6月21日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年6月14日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

(施行期日)

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 第3条第3項の規定は、令和元年度に委嘱する校長については、市長が定めた日から当該定めた日が属する年度の末日までを任期とし、副校長については、市長が定めた日から当該定めた日が属する翌年度の末日までを任期とする。